

〈令和10年度（2028年度）就職予定〉 こうち奨学金返還支援事業に係る支援対象者募集要領

1 趣旨

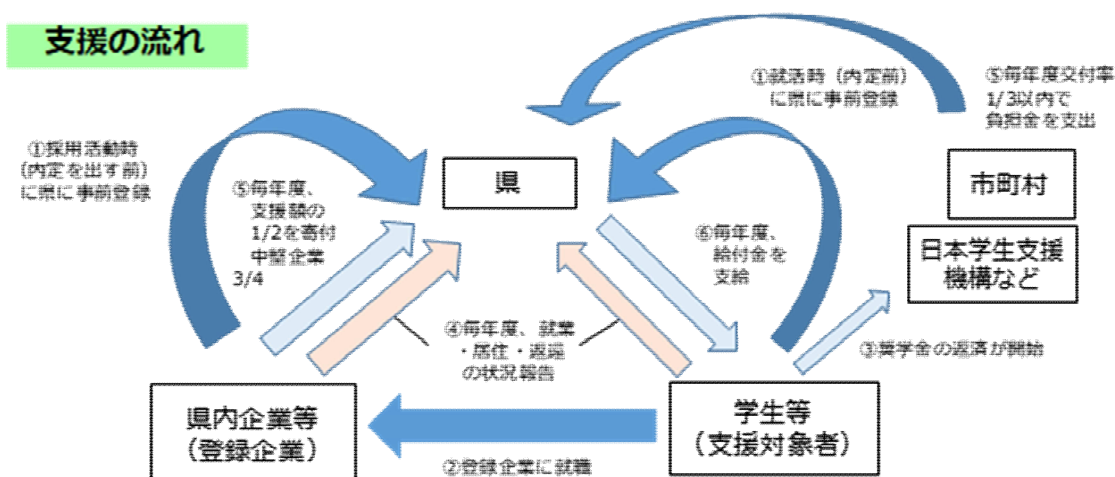
高知県では、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、もって将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するため、大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業する者に対し、県内企業等と共に当該奨学金の返還を支援することとし、次のとおり支援対象者を募集します。

2 事業の全体像

本制度は、奨学金返還を行う従業員に対し、企業と県が協働で支援する制度です。

まず、採用内定前に、学生等及び企業等にそれぞれ県に登録いただきます。登録した学生等が登録企業に就職して支援対象者として認定を受けた後、毎年度の奨学金返還額の一部を、翌年度に給付金として県から支援対象者に支給します。

登録企業には、給付金の半分（中堅企業は4分の3）をご負担いただきます。



3 募集対象者

次の（1）または（2）を満たし、かつ（3）～（5）のすべてを満たす方とします。

- （1）令和9年度時点で大学等の卒業年度の学生
※大学等とは、大学（4年制、6年制）、大学院、短大、
高等専門学校、専修学校（専門課程）をいう。
- （2）既卒者で、事前登録申請時点で高知県外に居住している、令和10年3月31日時点で35歳以下の方
- （3）卒業後に本人による返還が必要となる奨学金の貸与を在学中に受けている方
- （4）あらかじめ県に登録した企業等に、令和10年度中に正規雇用で就職することを

- 希望している方で、就職が内定していない方
 (5) 就職後6年間、当該企業等で就業し県内に居住する意思がある方

4 募集期間

令和8年5月1日(金)～令和11年3月31日(土)

5 支援内容

(1) 支援額

支援対象者が支払った前年度(4月～翌年3月)の奨学金返還実績額の3分の2又は次の表に定める年間支援限度額のいずれか低い方の額とします。

※居住地の市町村によっては、上乘せで支援が受けられる場合があります。詳細は、県のホームページを確認ください。

学校種別	年間支援限度額 (千円)	6年間の支援総額 の上限(千円)	交付額
大学院・6年制大学	300	1,800	前年度の返還実績 額の3分の2又は 年間支援限度額の いずれか低い方の 額
4年制大学	200	1,200	
短大・高等専門学校 ・専修学校(専門課程) ※2年の場合	100	600	
※3年の場合	150	900	

(例)：4年制大学を卒業した支援対象者に対する1年当たりの給付金の額

①前年度の返還実績額が240千円の場合

$$240 \text{ 千円} \times 2/3 = 160 \text{ 千円} < 200 \text{ 千円}$$

よって、給付金の額は160千円となる。

②前年度の返還実績額が360千円の場合

$$360 \text{ 千円} \times 2/3 = 240 \text{ 千円} > 200 \text{ 千円}$$

よって、給付金の額は200千円となる。

(2) 支援期間

最大6年間

6 対象となる奨学金

大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次の奨学金とします。

- ・日本学生支援機構第1種奨学金(無利子)又は第2種奨学金(有利子)

- ・土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金
- ・日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）、生活福祉資金（教育支援資金）
- ・その他知事が認める貸与型奨学金

※対象外の奨学金の要件

- ・県又は県内市町村が貸し付ける、卒業後の医師等としての従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除の規定を有する奨学金
- ・保護者が借り入れた教育ローン

7 対象となる県内企業等の要件

次の（１）又は（２）を満たしている企業等で、あらかじめ県に登録している企業とします。

- （１）高知県内に主たる事業所を有する企業等
- （２）高知県内勤務限定で採用を行う、高知県外に主たる事業所を有する企業等（③「中堅企業」は除く）

※企業等とは、次の①から③のいずれかに該当するものです。

- ①「中小企業」
- ②「中小企業」と同規模の、会社法人以外の法人
例）社会福祉法人、医療法人、協同組合など
- ③「中堅企業」（高知県内に主たる事業所を有する場合のみ）
- ④「中堅企業」と同規模の、会社法人以外の法人（高知県内に主たる事業所を有する場合のみ）
例）社会福祉法人、医療法人、協同組合など

※本制度に登録している企業は、県ホームページに順次掲載しますので、ご確認ください。

8 支援までの全体の流れ

<例：令和10年（2028年）4月入社の場合>

- （１）就職内定前に、支援対象者の事前登録を行う
- （２）就職活動
- （３）登録企業に就職内定をもらい、就職する
- （４）支援対象者認定申請（令和10年4～令和11年3月予定）
正規雇用で就職した日から2ヶ月を経過する日又は令和11年3月31日のいずれか早い日までに、県に認定申請を行っていただきます。
- （５）支援対象者として正式決定
- （６）奨学金返還開始

- (7) 現況届兼給付金交付申請（令和11年4～5月予定）
令和10年度の返還額、就業・居住の現況を、支援対象者から県に報告いただきます。
- (8) 登録企業及び連携市町村が負担分を県が設置する基金に寄附（令和11年4月～6月）県は、交付申請の内容を審査し、適当と認められる場合には、登録企業及び連携市町村に対して納入通知書を発行します。
- (9) 交付決定通知の送付、県から支援対象者に給付金の支払い（令和11年5月～7月予定）
- (10) 支援期間満了まで、毎年度、(7)～(9)を繰り返す

9 事前登録

本事業の支援を受けるには、就職が内定する前に、県に事前登録いただくことが必要です。

(1) 手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19825

(2) 必要書類

必要書類は下記のとおりですので、電子データ（PDFデータ又は画像データ）をご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 令和9年度時点で大学等の卒業年度の学生

(ア) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し

(イ) 学生証またはこれに準ずるものの写し

イ 既卒者で、事前登録申請時点で高知県外に居住している、令和10年3月31日時点で35歳以下の方

(ア) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し

(イ) 卒業証明書又はこれに準ずるものの写し

(ウ) 本人確認書類の写し

例：運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等

※本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。

例：住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等

(3) 事前登録申請後

事前登録完了後、県より、事前登録通知書を送付します。

※支援対象者の事前登録を行った場合であっても、登録企業以外への就職を妨げるものではありません。

(4) 事前登録有効期間

事前登録の有効期間は令和11年3月31日までとなります。期間が経過した場合は、自動的に事前登録は取り消されます。

10 事前登録の内容の変更

支援対象者の事前登録者は、「9 事前登録」に定める手続きを行った後、「11 支援対象者の認定申請」までの間で次の(1)の内容に変更があった場合は、以下に記載する変更申請の手続きが必要です。

(1) 変更手続きが必要な内容

- ア 住所
- イ 氏名
- ウ 連絡先（電話番号、メールアドレス）

(2) 手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9843

(3) 申請後

内容を確認後、県から変更受理通知書を送付します。

11 支援対象者の認定申請

「9 事前登録」に定める事前登録を行った後に登録企業の採用内定を得て入社し、支援対象者として認定を受ける場合は、次のとおり支援対象者の認定申請の手続きが必要です。

(1) 手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19080

(2) 必要書類

電子データをご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 採用証明書（様式第6号）

イ 本人確認書類の写し

例：運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等

※本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。

例：住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等

(3) 申請期間

登録企業に正規雇用で就職した日から2ヶ月を経過する日又は令和11年3月31日のいずれか早い日まで

(4) 申請後

県で申請書類を審査の上、適切と認められる場合は、支援対象者として認定し、申請者に対して認定通知書を送付しますので、大切に保管してください。

なお、後述「13」～「16」の手続きも参照ください。

12 現況届兼給付金交付申請

実際に給付金の交付を受けるためには、毎年度、次の手続きが必要です。

(1) 手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

(令和10年度中に支援対象者へメールで案内予定)

(2) 必要書類

イ及びウについては、電子データ(PDFデータ又は画像データ)をご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 現況届兼給付金交付申請書(別記第1号様式)

イ 勤務証明書(別記第2号様式)

ウ 奨学金の貸与機関が発行する、前年度の奨学金の返還額が確認できる書類

(3) 申請時期

毎年度4月1日から5月31日までの間

※「11」に定める支援対象者の認定を受けた日が属する年度の翌年度から申請可能です。

(4) 申請後

県で申請書類を審査の上、適切と認められる場合は、登録企業及び連携市町村の負担分を県が設置する基金に寄附いただいた後、給付金の交付と額を決定し、交付決定通知書(別記第5号様式)を支援対象者に送付し、県から支援対象者へ給付金を交付します。

13 支援対象者の認定内容の変更

支援対象者は、「11」に定める認定を受けた後、次の(1)の内容に変更があった場合は、以下に記載する変更申請の手続きが必要です。

(1) 手続きが必要な内容

ア 住所

イ 氏名

ウ 連絡先(電話番号、メールアドレス)

エ 就業状況

(ア) 県外勤務のため高知県外に居住することとなったとき

(イ) 県外勤務から県内勤務に戻って高知県内に再び居住することとなったとき

(ウ) 育児、介護その他により休業を取得することとなったとき

(エ) (ウ)の休業の期間が終了して再び就業することとなったとき

- (オ) その他就業状況に変更があったとき
- (2) 手続き方法
県の電子申請サービスから申請してください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9802
- (3) 必要書類 ※(1)エの場合のみ
就業状況内容証明書(様式第9号)
- (4) 申請後
内容を確認後、県から変更受理通知書を送付します。

14 支援対象者の認定期間の中断

支援対象者は、「11」に定める認定を受けた後、次の(1)中断事由のいずれかに該当したときは、認定期間の中断の手続きをとることで、認定期間を2年間まで中断することができます。

・中断するとき

- (1) 中断事由
ア 県外勤務のため高知県外に居住することとなって2年を超えるとき
イ 育児、介護その他により休業を取得して2年を超えるとき
- (2) 手続き方法
県の電子申請サービスから申請してください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9805
- (3) 必要書類
認定期間中断事由内容証明書(様式第12号)
- (4) 申請後
内容を確認後、県から中断期間届出受理通知書を送付します。

・中断を解消するとき

- (1) 手続き方法
県の電子申請サービスから申請してください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9907
- (2) 必要書類
認定期間中断事由解消証明書(様式第15号)
- (3) 申請後
内容を確認後、県から中断期間解消届出受理通知書を送付します。
- (4) その他
本手続きを行った場合は、「13 支援対象者の認定内容の変更」の手続きは不要です。

15 支援対象者認定の資格を失う場合

支援対象者は、次の（１）のいずれかに該当する場合は、認定の資格を失いますので、すみやかに認定辞退の手続きを行ってください。

（１）資格喪失事由

- ア 登録企業を離職したとき
- イ 奨学金の返還が免除されたとき又は返還が終了したとき
- ウ 中断期間が２年を超えたとき
- エ その他都合により支援を受けることを終了したいとき

（２）手続き方法

県の電子申請サービスから申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9806

（３）申請後

内容を確認後、県から辞退受理通知書を送付します。

16 支援対象者認定の取消し

支援対象者が、次の（１）～（７）のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

- （１）登録内容に虚偽の内容が含まれることが判明したとき
- （２）登録の要件等を満たさないことが明らかになったとき
- （３）登録された連絡先のいずれにおいても連絡が取れない事態が生じたとき
- （４）法令等に違反するなど、登録者として不適切であると認められるとき
- （５）認定後の手続きについて、正当な理由がないにもかかわらず、これを行わなかったとき
- （６）認定辞退の手続きが必要な場合において、正当な理由がないにもかかわらず、これを行わなかったとき
- （７）その他知事が不相当と認めるとき

17 個人情報の取扱いについて

登録いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取扱わせていただきます。本事業の目的以外での使用並びに登録企業及び支援対象者が居住する県内市町村以外の第三者に無断で提供することはいたしません。

18 問い合わせ・申請書類提出先

高知県産業振興推進部産業政策課

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9692

Mail 120801@ken.pref.kochi.lg.jp

奨学金返還支援制度の詳細は県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024031400644/>

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。